

掛川市教育委員会規則第2号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

掛川市教育委員会教育長

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

教育政策課	教育政策係 学童保育係 施設営繕係 教育庶務係
こども給食課	こども給食係 さかがわ学校給食センター 給食文化苑 ころよの丘 大東学校給食センター 大須賀学校給食センター

」

を

「

教育政策課	教育政策係 学童保育係
こども給食課	こども給食係 さかがわ学校給食センター 給食文化苑 ころよの丘 みなみ学校給食センター

」

に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育政策課に次の表の左欄に掲げる室を置き、同表右欄に掲げる係を置く。

室名	係名
学校再編室	学校再編係 施設営繕係
社会教育室	社会教育係

第5条第1項を次のように改める。

第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育政策係

- ア 教育委員会の政策及び施策課題の把握、提案及び調整に関すること。
- イ 教育委員会の組織機構及び職員配置の適正化に関すること。
- ウ 会議、渉外、後援、儀式、表彰その他教育委員会の運営に関すること。
- エ 教育委員会の規則その他規程の制定及び改廃に関すること。
- オ 他の執行機関との連絡調整に関すること。
- カ 事務局内の特命事項の調査及び計画に関すること。
- キ 教育施設整備基金に関すること。
- ク 事務局内の庶務に関すること。

- ケ 事務局内の公印の管守に関する事。
- コ 教育に係る調査に関する事。
- サ 小学校及び中学校の文書の収受及び発送に関する事。
- シ 教育長の秘書に関する事。

(2) 学童保育係

- ア 学童保育に関する事。

(3) 学校再編室学校再編係

- ア 適正規模・適正配置に関する事。
- イ 小学校及び中学校の設置及び廃止に関する事。
- ウ 幼稚園の設置及び廃止に関する事。

(4) 学校再編室施設営繕係

- ア 教育財産の取得及び処分の申出に関する事。
- イ 教育財産の整備及び管理に関する事。
- ウ 学校その他の施設の目的外使用に関する事。
- エ 教育財産その他教育委員会が管理する建築物及び土木施設の設計（土地の造成を含む。）並びに工事施工の指導及び監理に関する事。
- オ その他教育施設に関する事。

(5) 社会教育室社会教育係

- ア 社会教育委員に関する事。
- イ 社会教育関係団体の指導育成及び連絡調整に関する事。
- ウ 成人教育及び家庭教育に関する事。
- エ 人権教育に関する事。
- オ 公民館の管理運営に関する事。
- カ 公民館運営協議会に関する事。
- キ 社会教育振興基金に関する事。
- ク 青少年の健全育成に関する事。
- ケ 青少年教育の推進に関する事。
- コ 青少年問題協議会に関する事。
- サ 青少年補導センターに関する事。
- シ 子ども・若者育成支援の推進に関する事。

ス その他社会教育全般に関すること。

第5条第2項第4号中「大東学校給食センター」を「みなみ学校給食センター」に改め、同項第5号を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。